

「福島県社会的養育推進計画」案に関する県民意見の募集要領

1 募集の趣旨

令和4年度改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が諮られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたことを踏まえ、県では、平成31年3月に策定した「福島県社会的養育推進計画」（計画期間：令和元年度～令和11年度）の見直しに向けて検討を進めております。このたび、計画案を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

2 募集期間

令和7年2月13日（木）から令和7年3月12日（水）まで
（最終日17時必着）

3 応募資格

- (1) 福島県内に住所を有する個人及び団体
- (2) 福島県内の学校・事業所等に通学・通勤している方

4 意見の提出方法

別紙「県民意見提出書」の形式で、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

5 お寄せいただいた御意見の取扱い

- (1) 御意見は、計画の策定に当たり参考とさせていただきます。
- (2) 御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、個人情報を除き、県ホームページ上で一定期間公表します。
- (3) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (4) 電話や匿名での御意見は受付できませんので御注意願います。
- (5) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。

6 計画案の公表方法

- (1) 県のホームページに掲載します。
 - (2) 県政情報センター（県庁西庁舎1階）で縦覧、配付を行います。
 - (3) 各地方振興局の県政情報コーナー（県北を除く）で縦覧、配付を行います。
- ※ 計画案の郵送を希望する場合は、封筒の表に「計画案請求」と朱書きし、角形2号の返信用封筒（返信先の住所・氏名を記入し、510円分の切手を貼付したもの）又はレターパックライトを同封して、意見の提出先まで請求してください。

計画案に係る書類（募集要領、県民意見提出書、計画案の概要）を添えて返送します。

7 意見の提出先及び問合せ先

福島県こども未来局児童家庭課（電話：024-521-8665）

郵便番号：960-8670（郵送の場合、住所の記載は不要です。）

F A X 番号：024-521-7747

電子メールアドレス：jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp

（メール件名は「社会的養育推進計画案に対する意見」としてください。）